



認定こども園くるみ うんどう会 7/9

- 自然災害から身を守る
- 認知症予防講演会開催のお知らせ
- 「なるほどなっとくことしの仕事」の追加について
- 議会だより

自然災害から 身を守る



昭和63年8月24日集中豪雨による2条2丁目付近の冠水状況（秩父別土地改良区付近）

町内での主な災害

発生年月日 発生場所	災害の概要	災害の状況
S 48. 8. 18 全 域	集中豪雨 被害	床上浸水・田畑冠水 河川決壊
S 49. 4. 22 全 域	低気圧に伴う 風水害	床上浸水・床下浸水 河川決壊
S 56. 8. 3 全 域	集中豪雨 被害	床上浸水・床下浸水 田畑冠水・道路破損
S 58. 3. 21 境 川	地震被害	農業施設破損
S 62. 1. 14 全 域	地震被害	用水路破損
S 63. 8. 24 全 域	集中豪雨 被害	床上浸水・床下浸水 田畑冠水・道路破損
H 11. 7. 28 全 域	集中豪雨 被害	床上浸水・田畑冠水 道路破損
H 13. 6. 29 西南地域	竜巻被害	住宅半壊・納屋全壊 農業機械破壊・電柱倒壊
H 16. 9. 8 全 域	台風被害	農業施設倒壊・電柱倒壊 脱粒・大木倒壊

「局地的大雨」に気をつける

夏になると発達した積乱雲が現れます。積乱雲は数キロメートルから十数キロメートルの大きさのため、30分から1時間程の短い時間ですが、短時間で狭い地域にバケツをひっくり返したような雨を降らせることがあります。

このような雨を「局地的大雨」といい、川で急激に水かさが増える、周囲より低い場所が水に浸かるなど、あつという間に危険な状態になる場合があります。自分のいる場所や周囲の状況に気をつけてください。

特に、雷注意報が出ているときは空の様子に気をつけて、真っ黒い雲が近づいて急にあたりが暗くなったり、雷が鳴ったり、大粒の雨やひょうが降り出したようなときは、川のそばから離れたり、地下や道路のアンダーパスなど水の集まりやすい場所に近づかないなど、素早く危険を避ける行動を取ってください。



非常時持出品などの例

- ・食糧（缶詰、レトルト食品等）
- ・飲料水・ろうそく・マッチ（ライター）
- ・懐中電灯・救急セット・軍手・携帯ラジオ・ちり紙・防寒用具など

もし災害が発生したら

災害はいつ発生するかわかりません。突然の災害にも対応できるように普段から避難場所の確認、携行品の準備など家族で話し合う事も必要です。
もし災害が発生したら、以下の事に注意し、速やかに避難するようにしましょう。

また、「非常持出袋」などを利用して、各自必要に応じた備蓄品や非常時持出品をあらかじめ入れ替えておき、万一の災害に備えましょう。



- 非常時持出品は限られたものだけにします。（食糧・水筒・タオル・ちり紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等）
- 服装は軽装とし、帽子（ヘルメット）・雨合羽・防寒用具を携行する。
- 火の始末をし、火災が発生しないようにする。
ブレーカーの切断など2次災害発生の防止措置をとる。
- 避難時には必ず食糧と水が必要になるので、すぐ持ち出せるように、寝室などに置くようにする。
- 避難時に戸締りをする。

▼避難場所▼

避難場所は、緊急避難のための指定緊急避難場所と収容避難のための指定避難所があります。避難する際には、お年寄り、こども、傷病者及び女性を優先的に避難させ、また家族が離れている時の集合場所や安全の確認ができる方法も決めておきましょう。

指定避難所

名称	収容可能人員	避難地区	住所	地震時	洪水時
日の出コミュニティ会館	110	日の出	南1条東1丁目	—	○
東コミュニティ会館	40	東	東山	○	○
協栄コミュニティ会館	60	協栄	5条1丁目	—	○
南コミュニティ会館	60	南	1条5丁目	—	○
屯田コミュニティ会館	60	屯田	2条4丁目	○	○
新盛コミュニティ会館	60	北新	3条5丁目	○	○
北新コミュニティ会館	80	北新	6条3丁目	○	—
西栄コミュニティ会館	60	西栄	2条8丁目	○	—
筑紫コミュニティ会館	30	筑紫	2条1丁目	○	○
秩父別小学校	810	中央西	2条2丁目	○	○
秩父別中学校	640	中央東・旭	2条2丁目	○	○
老人福祉センター	190	北新	2条2丁目	○	○
交流会館	90	北新	2条1丁目	○	○
ファミリースポーツセンター	1,440	全町内	2条1丁目	○	○
生涯学習センター 生き活き館	786	全町内	2条2丁目	—	○
秩父別温泉 ちっぶ・ゆう&ゆ	292	全町内	2条1丁目	○	○

指定緊急避難場所（一時避難場所）

名称	収容可能人員	避難地区	住所	地震時	洪水時
秩父別町営陸上競技場	5,500	日の出 筑紫	2条1丁目	○	○
東コミュニティ会館 前庭	2,500	東	東山	○	○
協栄公園	1,000	協栄	5条1丁目	○	○
秩父別小学校 グラウンド	6,100	北新 中央西	2条2丁目	○	○
屯田公園	1,000	南 屯田	2条4丁目	○	○
フロンティアパーク	1,000	北新	3条3丁目	○	○
百年記念西公園	1,600	西栄	3条8丁目	○	—
秩父別中学校 グラウンド	8,800	中央東 旭 駅前	2条1丁目	○	○

※避難所について、必要に応じて「青年会館」を開放します。

認知症予防講演会開催のお知らせ

場所：老人福祉センター

日時：平成28年 **9月6日** (火) 午後6時から7時30分

対象：秩父別町民

参加：無料

定員：100名

講演テーマ：「認知症になっても手を取り合って暮らせるように」

講師：砂川市立病院認知症疾患医療センター長

うつみ

内海 久美子 先生

～認知症医療の第一人者で、全国的に有名な先生です～



《内海先生ご紹介》

旭川市出身。全道各地で勤務された後、砂川市立病院精神神経科部長、認知症疾患医療センター長に就任。認知症に関わる家族会やケアスタッフへの支援活動などにも積極的に取り組まれています。平成16年には「もの忘れ外来」の開設に力を注がれ、この外来には、多くの町民の方も受診しています。

お問い合わせ 役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111 (内線48)

「なるほどなっとくことしの仕事」の追加について

6月及び7月に本年度の補正予算として計上した追加事業をお知らせします。

○保養研修施設冷房設備及び自動火災報知設備改修、防犯カメラ設置

(担当：企画課企画グループ) **1,098万円**

秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆの冷房設備及び自動火災報知設備の改修に必要な経費を計上し、防犯カメラ設置に係る費用を計上しました。

○2条排水機場機器補修 (担当：建設課建設グループ)

205万円

雨竜川流域の浸水被害を軽減する「2条排水機場(3条9丁目)」の水位表示器が故障したため、補修に必要な経費を計上しました。

○米穀乾燥調製貯蔵施設機械設備整備事業【国庫補助事業】(担当：産業課産業グループ)

※入札を予定している事業のため、計上額は掲載していません。

秩父別産米の高品質化を図るため、次の設備の機能強化に必要な経費を計上しました。

- ・乾燥機 ～ 全4基入替え
- ・糲すり機 ～ 2基入替え1基増加
- ・色彩選別機 ～ 2基入替え1基増加
- ・各種タンク、搬送ライン整備

国民 年金

納付猶予制度の50歳未満への拡大について

平成28年7月1日から、30歳未満を対象とした若年者納付猶予制度の対象年齢が拡大され、50歳未満を対象とした納付猶予制度となります。

ただし、平成28年6月以前の期間は、引き続き30歳未満であった期間が納付猶予制度の対象となります。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、納付猶予制度の他にも、免除制度等もありますので、役場住民課総合窓口グループにご相談ください。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがあります。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ・一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ・「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

追納のお申込みを希望される方、またはご相談については、下記年金事務所へお願いします。



日本年金機構
Japan Pension Service

◆お問い合わせ先

- 砂川年金事務所 〒073-0192 砂川市西4条北5
TEL0125-52-2144
- 役場住民課総合窓口グループ
TEL33-2111（内線42）